

垂井町本人通知制度登録（変更・廃止）申込書

令和 年 月 日

垂井町長様

届出者 住所 〒 -  
氏名 印

[申込者：1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人]

垂井町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、登録の（内容変更・廃止）を次のとおり届け出ます。

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 登録内容の変更又は登録を廃止する者の氏名 | フリガナ          |
| 生年月日                 | 大・昭・平・令 年 月 日 |
| 性別                   | 男・女           |

登録の内容を変更する場合

|      |   |
|------|---|
| 変更内容 | <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 変更前  |   |
| 変更後  |   |

法定代理人が届け出をする場合は、次の欄にも記入してください。

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 法定代理人 | 区分   | 1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人   |
|       | フリガナ |   |
|       | 氏名   |   |
|       | 住所   | 〒 -   |
|       | 連絡先  | （ ） <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他（ ） |

<注意>

- 裏面の内容をよくお読みください。
- 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印又は☑をつけてください。
- 届け出の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
  - あなたが本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）
  - あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
  - あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」）

事務処理欄（以下の欄は、記入しないでください。）

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 変更日 | 令和 年 月 日 | 廃止日 | 令和 年 月 日 |
|-----|----------|-----|----------|

|    |      |      |    |   |       |
|----|------|------|----|---|-------|
| 受付 | 住基入力 | 戸籍入力 | 名簿 | 本人等の確認書類  | 登録日   |
|    |      |      |    | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 運転免許証                                  | 年 月 日 |
|    |      |      |    | <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 | 登録番号  |
|    |      |      |    | <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他（ ）                                | NO.   |

## 垂井町住民票の写し等の本人通知制度登録（変更・廃止）届出書について

1. この届出書は、垂井町本人通知制度に登録をした者に係る登録内容に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときに使用するものです。
2. この届出書を提出しようとする者は、この届出書に必要事項を記入して、本人であることが確認できる書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等で本人の写真が貼付されたもの等）を添えて、住民課へ届出してください。
3. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - (1) 登録者が疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき
  - (2) 他の市区町村に居住しているとき
4. 郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記入して、本人であることが確認できる書類（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等で本人の写真が貼付されたもの等）の写しを同封してください。
5. この届出書により登録内容の変更をしても、登録期間は延長されません。
6. この届出書を提出する前に登録が廃止されているときは、この届出書を提出することはできません。
7. この届出書により登録を廃止したときは、届出日の前日までに垂井町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を発送すべき事案がなければ、届出日をもって通知書の送付を停止します。